平成元年1月20日

藤沢市長 葉 山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 山本 章

除籍・改正原戸籍の光ディスク・システムの導入について(答申)

昭和63年12月26日付藤市第320号をもって諮問された、除籍・改製原戸籍の光ディスク・システムの導入について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条によるコンピュータ (光ディスク・システム) の導入を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、除籍・改製原戸籍の光ディスク・システム導入の必要性は次のとおりである。

- ・ 除籍・改製原戸籍の謄抄本の交付は、請求を受け付けてから作成に至るまで には当該除籍簿等編綴してある簿冊及び頁数を見出帳から検索して台帳を取り 出し、複写して作成していることから、相当の時間を必要としている。
- ・ 除籍等の謄抄本は、相続の際の証明として多く使用されており、出生から死亡又は現在までのつながりが必要のことから、幾つもの除籍等を一度に証明している。
- ・ これらのことから、謄抄本の作成がスピード化され、市民の待ち時間の短縮 と事務の簡素化が図られる。
- ・ 除籍・改製原戸籍は、記載内容が固定化されていることから光ディスクが効果的であり、法務省も推進の指導を行っている。

3 審議会の判断理由

- ・ 光ディスク・システム導入の必要性
 - ① 除籍簿36,299件、改製原戸籍10,647件ある状況から、請求に

基づいて検索する困難性は理解できる。

- ② 除籍簿は、遺産相続の際の証明に多く使われ、相続に関係する人々の出生から死亡又は現在までのつながりを必要とすることから、一連の戸籍の検索が容易となり市民サービスの向上が図られると思われる。
- ③ 除籍等の請求者は、その大半が筆頭者又は戸主の氏名等が不明のまま来庁すると思われるが、システム導入により窓口での相談の段階で戸籍簿の特定が可能となると思われる。
- ・ 取扱う個人情報の範囲 除籍簿等を証明発行の活用のための光ディスクであることから、除籍簿等の 記載内容すべての入力の必要性は認められる。
- 他のファイルとの結合状況 システムの構成が戸籍見出帳から指示を与え検索することから、戸籍見出帳 ファイルとの結合は当然と考えられる。

• 安全対策

- ① 住民基本台帳オンラインシステム等と同様に、パスワードによる規制をとるとのことであり、安全対策上の問題点はないと思われる。
- ② 光ディスクの保管管理についても、戸籍簿と同様な厳重な管理がなされるとのことであり、安全対策に十分に配慮がなされていると考えられる。
- ・ 以上のことから、光ディスク・システム導入にかかわるそれぞれの課題点に ついて、すべて配慮がなされていることから、光ディスク・システム導入を認 めるものである。

以 上